

東海村議会原子力問題調査特別委員会とは。

●2020年1月村議選直後の3月議会で、「新政とうかい」から提案され、議会運営委員会で審議されたうえで設置。議会運営委員長が本会議で設置を提案し全会一致で可決。

新政とうかいによる当初の設置の提案理由は、「東海第二原発の再稼働について議会の判断を求められることが予想されるので、全員で構成する委員会を」というものだった。

しかし、「特別委員会は、特定の付議事件の審査、調査のためその都度設置されるもので、その審査、調査権限も、付議事件に限られる」と決められているので、「まだ、村長から審議依頼されている訳でもないのにこの目的で原特委はつくれない」と、こちらから意見を出して、最終的に「村内原子力関連施設に関する諸問題について、調査・研究を行うため」が理由となった。

原特委設置後の調査事項

2020年3月26日 特別委員会設置

2020年6月12日 日本原電（株）からの説明

- ・安全性向上対策のための主な工事状況と予定について
- ・安全性向上対策工事に係る使用前検査について

2020年10月8日 日本原子力発電（株）調査視察

- ・東海第二発電所 発電施設及び工事現場の視察

（延期）2021年2月5日 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所調査視察

2021年4月14日 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所調査視察

研究用原子炉（JRR-3）及び減容処理棟の視察

- ・JRR-3（ビームホール）
- ・減容処理棟

2021年6月1日 請願3件が付託される

- ①日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働について意見書提出を求める請願（村商工会）
- ②村民の安全安心につながる原子力防災体制構築のため「速やかな広域避難計画策定を求める」意見書提出を求める請願（村商工会）
- ③実効性のある広域避難計画の策定には慎重を期し、住民合意の確証を得ることという決議の採択を求める請願（311を忘れない東海村アクション）

【調査方針の議論と方針の確認】

- （1）請願者の趣旨説明を聞く（①、②、③について）
- （2）東海村と茨城県の避難計画の策定状況を聞く
- （3）東海第二原発の再稼働問題に関して賛否両方の専門家の話を聞く。
- （4）広域避難計画に関する専門家の話を聞く。

2021 年 6 月 11 日 ①と②の請願者による請願趣旨の説明と質疑

2021 年 6 月 17 日 ③の請願者による請願趣旨の説明と質疑

2021 年 7 月 26 日 東海村広域避難計画の策定状況

2021 年 9 月 30 日 新たに請願 1 件が付託される

④日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働について意見書提出を求める請願（東海村環境整備事業協会）

【請願者の請願趣旨説明を聞くことを確認】

2021 年 10 月 19 日 ④の請願者による請願趣旨説明

2021 年 11 月 10 日 茨城県の説明聴取と質疑（茨城県庁にて）

2021 年 12 月 1 日 「請願審査の今後の進め方について」を議題とする委員会が召集されて、新政とうかいの委員らからいきなり、「調査はもう不要、論点整理・採決すべき」との意見が続出される。慎重に継続して審査を求める側から「委員会運営を民主的に」と求める声も出され、委員長はこの日、「論点整理・採決」の方向を決めることはしないと判断。次回委員会の日時を相談する。

2021 年 12 月 17 日 委員会を開催し、委員長が強引に『論点整理・採決』の方向に賛成の委員の挙手を求めて、賛成多数によりその方向が決定された。

< 次回の原特委員会の日程 >

日時：2022 年 2 月 1 日（火）10 時から

場所：議会棟 201 号・202 号会議室

議題：○請願審査について

○その他

委員長は、委員会をどのように運営するつもりか、大変気になるところです。

「請願の審査打ち切り」を主張しているのは 9 名の委員。「継続して審査すべき」が 7 名です。これまでの確認、「専門家の意見を聞く」という調査項目を実施するのが委員長として判断すべきことです。

「必要な検証を確認しながら、住民の理解を得られた段階で策定していきたい」 — 山田村長が回答

山田修村長は、1 月 11 日開催の「茨城原子力協議会」新年パーティーに出席した後、マスコミの取材に答えて「必要な検証を確認しながら、住民の理解を得られた段階で策定していきたい」と、広域避難計画について述べた（東京新聞より）との事です。

311 を忘れない東海村アクションの請願は「避難計画は急ぐことなく慎重の上に慎重を重ねて策定し、そして村長には、実効性が伴ったと判断できる広域避難計画がまとまった段階で地域住民との合意をめざす取り組みを実践し、合意が得られたとする確証を明らかにしていただかなければなりません。そのことを要請する決議を採択してください」というものです。

東海村も、住民の安全確保等のための計画の実効性確認には苦慮しています。